

## 【第 1 章 職業訓練基準の見直し】



## 第1章 職業訓練基準の見直し

### 第1節 職業訓練基準の改正

#### 1-1 職業訓練基準に関する法律及び省令

- (1) 職業訓練基準（以下「基準」という。）は、職業能力開発促進法（以下「法」という。）及び職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）、同規則別表第2～第7に基づき定められている。ただし、各自治体が行う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できることとしている。

別表第6（規則第12条関係）は、主要な産業分野に関する専門課程の高度職業訓練（以下「専門課程」という。）を実施するにあたっての標準的な内容を示すとともに訓練を実施する際の最低限の内容を示している。また、別表第7（規則第14条関係）は、主要な産業分野に関する応用課程の高度職業訓練（以下「応用課程」という。）を実施するにあたっての標準的な内容を示すとともに訓練を実施する際の最低限の内容を示している。

専門課程及び応用課程とも訓練期間を2年間とし、訓練時間は2,800時間と定められている。

専門課程及び応用課程の基準の見直しに係る研究を進めるにあたっては、法、規則及び厚生労働省人材開発統括官通達（以下「統括官通達」という。）等の関係を理解することは重要である。

- (2) 基準は、職業訓練の水準の維持向上のため、法で規定され、さらに規則で訓練課程や概要が定められている。表1-1に、職業訓練の種類と概要を示す。

表1-1 職業訓練の種類と概要

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業生または高等学校卒業生等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業生等1年総訓練時間 1,400時間以上 中学校卒業生等2年総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能(高度の技能を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の対象となる技能等によっては1年)以下 総訓練時間 12時間以上(管理監督者コースにあっては、10時間以上)
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業生等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業生等2年総訓練時間 2,800時間以上 1年につき概ね1,400時間
	応用課程	専門課程修了者に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を	専門課程修了者等2年総訓練時間 2,800時間以上

		有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	1年につき概ね 1,400 時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6月(訓練の対象となる技能等によっては1年)以下 総訓練時間 12 時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間 60 時間以上

(3) 法第 19 条(職業訓練の基準)

法第 19 条の「職業訓練の基準」に係る条文は以下のとおりである。

第 19 条 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあっては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準)に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

2 前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県又は市町村が第 1 項の規定により条例を定めるに当たっては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(4) 規則第 9 条(訓練課程)

規則第 9 条の「訓練課程の種類」に係る条文は以下のとおりである。

第 9 条 職業訓練の訓練課程は、次の表の左欄に掲げる職業訓練の種類に応じ、長期間の訓練課程にあっては同表の中欄に、短期間の訓練課程にあっては同表の右欄にそれぞれ定めるとおりとする。

職業訓練の種類	長期間の訓練課程	短期間の訓練課程
普通職業訓練	普通課程	短期課程
高度職業訓練	専門課程 応用課程	専門短期課程 応用短期課程

(5) 規則第 10 条～11 条(普通職業訓練の訓練基準)

規則第 10 条の「普通課程の訓練基準」及び第 11 条の「短期課程の訓練基準」に係る条文は、普通職業訓練に係る訓練基準であるが、研究の対象外のためここでは省略する。

(6) 規則第12条(専門課程の訓練基準)

規則第12条の「専門課程の訓練基準」に係る条文には以下を含めて、訓練の対象者、教科、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員等が記述されている。

第12条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 2 別表第6の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

注) 規則別表第6に定める訓練系、専攻科名を表1-2に示す。

(7) 規則第14条(応用課程の訓練基準)

規則第14条の「応用課程の訓練基準」に係る条文には以下を含めて、訓練の対象者、教科、訓練期間、訓練時間、設備、訓練生の数、職業訓練指導員等が記述されている。

第14条 応用課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 2 別表第7の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

注) 規則別表第7に定める訓練系、専攻科を表1-2に示す。

(8) 規則と別表の種類

規則第10条～第14条までの条文で、別表と訓練の種類の関係は以下のとおりである。

- ① 別表第2(規則第10条) 普通課程の普通職業訓練
- ② 別表第3(規則第11条) 管理監督者コースの短期課程の普通職業訓練
- ③ 別表第4(規則第11条) 短期課程の普通職業訓練
- ④ 別表第5(規則第11条) 一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練、二級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準、単一等級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準
- ⑤ 別表第6(規則第12条関係) 専門課程の高度職業訓練
- ⑥ 別表第7(規則第14条関係) 応用課程の高度職業訓練

表 1-2 規則第 12 条、同 14 条に係る訓練系・専攻科名

規則別表第6(専門課程)	
訓練系	専攻科
機械システム系	生産技術科
	制御技術科
	精密電子機械科
	産業機械科
	メカトロニクス技術科
電気・電子システム系	電気技術科
	電子技術科
	電気エネルギー制御科
輸送機械整備技術系	航空機整備科
テキスタイル技術系	染織技術科
服飾技術系	アパレル技術科
	和裁技術科
食品製造技術系	製パン・製菓技術科
居住システム系	住居環境科
	建築科
	建築物仕上科
	建築設備科
	インテリア科
化学システム系	環境化学科
	産業化学科
エネルギー技術系	原子力科
デザインシステム系	産業デザイン科
ビジネス技術系	ビジネスマネジメント科
物流システム系	港湾流通科
	物流情報科
接客サービス技術系	ホテルビジネス科
調理技術系	調理技術科
情報システム系	情報技術科
	情報処理科
電子情報制御システム系	電子情報技術科

規則別表第7(応用課程)	
訓練系	専攻科
生産システム技術系	生産機械システム技術科
	生産電子システム技術科
	生産情報システム技術科
	生産電気システム技術科
	生産電子情報システム技術科
居住・建築システム技術系	建築施工システム技術科

注) 表中の網掛けは、本年度の職業訓練の基準見直し訓練系・専攻科である。

## (9) 通達

規則では別表が前項のように定められているが、別表を構成する訓練の範囲、教科、設備等は以下に示す、①教科の細目、②設備の細目、③技能照査の基準の細目となつて、厚生労働省から通達が発出されている。

## ① 教科の細目(主な通達)

- ・ 平成5年4月7日付け開発第20号労働省職業能力開発局能力開発課長通達「専門課程の高度職業訓練の教科の細目について」
- ・ 平成10年6月29日付け開発第24号労働省職業能力開発局能力開発課長通達「応用課程の高度職業訓練の教科の細目について」

## ② 設備の細目(主な通達)

- ・ 平成5年3月31日付け発能第14号労働事務次官通達「公共職業能力開発施設における専門課程の高度職業訓練の設備の細目について」
- ・ 平成10年6月29日付け能発第161号労働省職業能力開発局長通達「公共職業能力開発施設における応用課程の高度職業訓練の設備の細目について」

## ③ 技能照査の基準の細目

- ・ 平成5年6月1日付け能発第137号労働省職業能力開発局長通達「専門課程の高度職業訓練の技能照査の基準の細目について」
- ・ 平成10年6月29日付け能発第162号労働省職業能力開発局長通達「普通課程の普通職業訓練、専門課程及び応用課程の高度職業訓練を受ける者に対する技能照査実施要領及び応用課程の高度職業訓練の技能照査の基準の細目について」

## ④ 教科編成指導要領

- ・ 昭和45年10月21日付け訓発第249号労働省職業訓練局長通達「教科編成指導要領について」

参考) 上記資料等は厚生労働省のホームページから「所管の法令、告示・通達等」参照できる場合がある。

## (10) 規則(別表)と通達の関連

規則(別表)と通達の関連を図1-1、資料1に示す。

## ① 別表の訓練科名

別表に基づく訓練を当該科において実施した場合は、修了証書等の証明書類の交付時には、別表のと通りの訓練科名を使用する必要があるが、他の場合では任意の訓練科名も使用可能である。

## ② 別表の訓練目標等

別表を構成する項目の「訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲」に

示される内容は、技能・技術習得後に求められる能力を表し、詳細は「技能照査の基準の細目」に規定されている。

③ 別表の科目及び訓練時間

別表を構成する項目の「教科、訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする)」に示される内容の詳細は、「教科の細目」に規定されている。

さらに教科の細目は、教科編成指導要領に規定されることになっている。しかし、現在、教科編成指導要領の改訂は行われておらず、代わって高齢・障害・求職者雇用支援機構で作成された普通職業訓練(離職者訓練)のモデルカリキュラム、高度職業訓練(学卒者訓練・在職者訓練)の標準カリキュラムを例示として掲載し、教科編成指導要領作成時の参考として、訓練の質を担保している。

④ 別表の設備

別表を構成する項目の「設備」に示される内容の詳細は、「設備の細目」に規定されている。



訓練目標：通達「技能照査の基準の細目」で規定される。

教科：通達「教科の細目」で規定される。

訓練時間：通達「教科の細目」で規定される。

設備：通達「設備の細目」で規定される。

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間 (単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
七居住システム系	建築科	建築空間及び生活空間に関する企画、設計及び施工に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	一 系基礎	420	建物その他の工作物	教室 実習場 製図室 実験室 情報処理実習室
			1 学科 居住システム系住居環境科の系基礎学科の①から⑫までに掲げる科目			機械
		2 実技	215	その他	器工具類 計測器類 製図器及び 製図用具類 教材類 ソフトウェア類	
		居住システム系住居環境科の系基礎実技の①から④までに掲げる科目				
	建築に関する企画、設計及び施工における技能及びこれに関する知識	二 専攻	315			
		1 学科 ① 建築計画 ② 建築構造  ③ 建築材料 ④ 建築施工 ⑤ 建築測量 ⑥ 建築構造力学				
		2 実技 ① 建築材料実験 ② 建築設計実習 ③ 建築施工実習 ④ 建築測量実習	465			

訓練科名（専攻科）名

訓練科名（訓練系）科

図1-1 別表と通達の関連

## 1-2 職業訓練基準改正の流れ

厚生労働省の設置法第9条の規定では、法律または省令改正等の重要事項については「労働政策審議会」において審議することが定められている。一方、厚生労働省は、基準の省令改正にあたっては、労働政策審議会」で審議する際に事前の調査が必要なことから厚生労働省人材開発統括官の下に「職業能力開発専門調査委員会（以下「専門調査委員会」という。）を設置することとしている。また、職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）基盤整備センターでは、厚生労働省の求めに応じ基準の見直しに関連した諸々の調査研究を行うとともに「基準の見直し提案」に関する報告書を専門調査委員会に提出することとしている。そのために、基盤整備センターに「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会（以下「基礎研究会」という。）を立ち上げ、基準の見直しについて検討を行ってきたところである。

その後、基礎研究会による報告書等を参考に専門調査委員会で審議が行われ基準の改正案が作成されたところである。

この改正案は労働政策審議会での審査を経て平成31年3月をもって省令改正の運びとなる。以下、基準改正までの流れを示す。

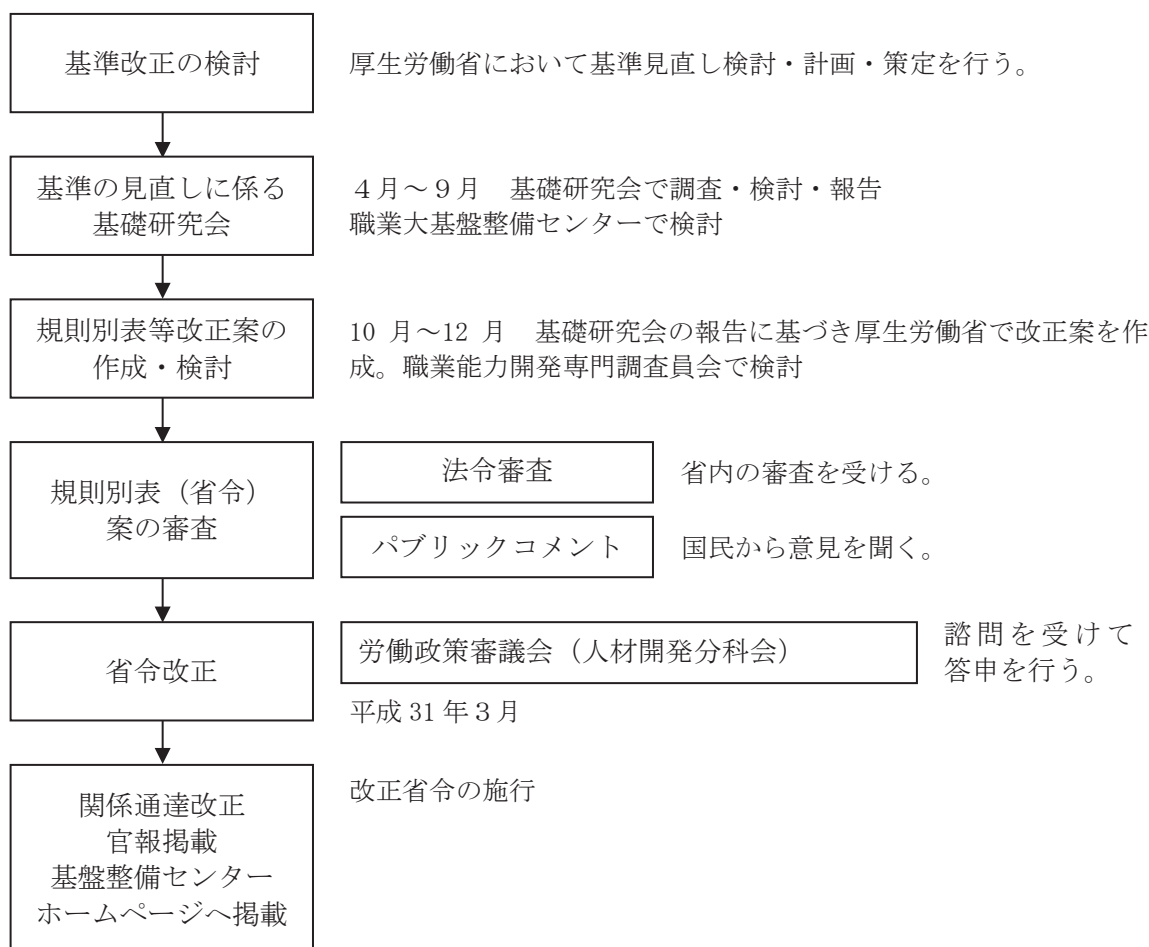


図1-2 職業訓練基準改正の流れ